

練馬区立開進第二中学校PTA規約

2025年4月1日改正

(名称)

第1条 本会は、練馬区立開進第二中学校PTAと称する。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して生徒の幸福な成長を図ることを目的とし、昭和44年4月1日設立する。

(活動)

第3条 本会は、目的の達成のため、学校教育を正しく理解したうえで、生徒の成長を温かくまた冷静に見守るよう、次の活動(以下「本活動」という)を行う。

1. 家庭と学校との連絡を緊密にし、生徒の学習、教育についての理解を深める活動、及び、学校教育活動への協力
2. 学校、家庭、社会における生徒の健全な育成を図るための活動
3. 地域社会の教育環境の整備改善に資する活動
4. 会員相互の親睦を深め教養を高める活動
5. その他、必要と認められる活動

第3条の2 本活動は、これに賛同するボランティアを募り遂行する。

第3条の3 本活動を円滑に遂行するために、本会に係を置くことができる。

(運営)

第4条 本会は、他の干渉を受けることなく、自主独立の民主的団体として活動し、その運営方針は、次のとおりとする。

1. 生徒の教育及び健全育成のために活動する他の団体並びに機関と協力する
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、もっぱら営利を目的とした行為は行わない
3. 人事その他の学校行政に干渉しない

(会員)

第5条 本会会員資格は次のとおりとし、このうち本会の目的や趣旨に賛同し入会を希望した者を会員とする。

1. 練馬区立開進第二中学校(以下、本校)に在籍する生徒の保護者であること
2. 本校の学校長及び教職員であること

第5条の2 会員は、その自由な意思により本会からの退会を求めることができる。

退会を希望する会員は本会に所定の退会届を提出するものとし、会員から退会届が提出された場合には、特別な事情がない限り本会はこれを受理しなければならない。なお、生徒の転校および卒業時、教職員の他校への人事異動時は、自動退会とする。

第6条 会員は、会費を納めるものとし、その金額は会計に関する細則に定める。

第7条 会員は、全て平等の権利を有する。

(会計)

第8条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入によってまかなう。

第9条 会費は本会の活動以外に使用してはならない。

なお、会費の金額、会員の弔事にかかる香典、入院または加療にかかる見舞金の支給については、別途細則で定める。(一部削除)

第10条 本会の経費の執行は、総会において決められた予算に基づいて行われ、その会計は監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終了する。

(役員)

第12条 本会に、次のとおり役員を置く。ただし、総会において必要と認められた場合には、2、3、4を当該年度に限り増員することができる。

1. 会長1名以内
2. 副会長5名以内
3. 書記5名以内
4. 会計5名以内

第13条 役員は、次のとおり選出する。

1. 会長は保護者から選出する
2. 副会長は保護者から4名以内を選出し、教職員は副校長とする
3. 書記及び会計は保護者からそれぞれ4名以内を、教職員からそれぞれ1名を選出する
4. 役員各役職及び会計監査委員の兼任は認めない

第14条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が空席もしくは事故がある時はその職務を代行する
3. 書記は、総会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録し、その書類を保管する。また、連絡事務その他、本会の庶務を行う
4. 会計は、本会の財産を管理し、一切の会計事務を処理する。また、総会において決算報告を行う

第15条 役員の任期は、1年とし当該会計年度に準ずる。ただし、重任、再任を妨げない。

第16条 役員に欠員が生じた場合は、会員から選出し、役員会で承認する。ただし、任期は先任

者の任期の残存期間とする。

(会計監査委員)

第17条 本会に、会計監査委員を置く。

第18条 会計監査委員は、保護者または卒業生(卒業後2年以内)の保護者から2名、教職員から1名を選出する。

第19条 会計監査委員は、本会の会計を監査し、監査結果を総会に報告する。

第20条 会計監査委員の任期は、1年とし当該会計年度に準ずる。
ただし、重任、再任を妨げない。

(総会)

第21条 総会は、全会員をもって構成される本会の最高議決機関である。

第22条 総会は、定期総会と臨時総会とし、次の場合に会長がこれを招集する。

1. 定期総会
 - (1) 年度初め
 - (2) 年度末
2. 臨時総会
 - (1) (削除)
 - (2) 会員の10分の1以上の要求があったとき

第23条 総会は、会員の過半数の出席または委任状の提出をもって成立する。

第24条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

第25条 総会の議決及び承認は、出席者の過半数の同意をもって行う。

第26条 定期総会における審議・決定事項及び報告事項は、次のとおりとする。

1. 年度初め総会
 - (1) 前年度収支決算、会計監査結果の報告、承認
 - (2) 新年度役員及び会計監査委員(保護者)の追加承認
 - (3) 新年度役員及び会計監査委員(教職員)の承認
 - (4) 新年度活動計画案の審議、承認
 - (5) 新年度予算案の審議、承認
 - (6) その他、重要事項の審議、承認
 - (7) 削除
 - (8) その他、必要事項の報告

2. 年度末総会

- (1) 次年度役員及び会計監査委員(保護者)の承認
- (2) その他、重要事項の審議、承認
- (3) 活動報告
- (4) その年度における会計の中間報告
- (5) その他、必要事項の報告

(役員会)

第27条 役員会は、役員及び会計監査委員をもって構成する。

第28条 役員会は、会務の円滑な運営を図るため、次の事項を行う。

1. 総会に提出する議事内容の立案
2. (削除)
3. 予算案の編成及び決算案の作成
4. その他、重要事項の協議、調整

(役員及び会計監査委員候補者の選出)

第29条から第32条まで (削除)

第33条 役員及び会計監査委員候補者の選出手順は、次のとおりとする。

1. 会員から次年度の役員及び会計監査委員の候補者(以下、候補者)の立候補及び推薦を受け付ける
2. 立候補及び推薦のあった会員、その他の会員及び入会予定者(本校に入学予定の小学6年生の保護者)から、役員が候補者をそれぞれ選出する
3. 選出した候補者(保護者)を、年度末総会までに全会員に周知する
4. (削除)

第34条および第35条 (削除)

(運営委員会)

第36条 運営委員会は、校長、役員並びに係のリーダーをもって構成する。

第37条 運営委員会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第38条および第39条 (削除)

第40条 運営委員会では、本会の活動を円滑に運営できるようにするために、活動状況の確認や今後の活動について協議する。また、総会に提出する議事を立案する。

(父親の会)

第41条 本会には「父親の会」を置き、父親の積極的なボランティア参加を推進し、生徒の健全育成と地域との交流を深める。

(実務委員会)

第42条から第49条まで (削除)

(活動記録及び表彰)

第50条 役員、会計監査委員の活動は、記録して保管する。

第51条 会員の活動が、記録により顕著と認められるときは、これを表彰する。

(事務所)

第52条 本会の事務所は、本校内に置く。

住所 東京都練馬区練馬 2-27-28

(補則)

第53条 本会の運営及び本規約の運用に関し、必要と認められる事項は細則をもって定めることができる。

(改正)

第54条 本規約の改正は、総会における承認を必要とする。改正案は事前に会員に通知しておかなければならない。

付則 この規約の改正は 2025 年4月1日から施行する。

履歴

昭和 44 年(1969 年)	4 月	1 日	制定
昭和 54 年(1979 年)	3 月	1 日	一部改正
昭和 62 年(1987 年)	3 月	9 日	一部改正
平成元年 (1989 年)	3 月	11 日	全面改正
平成 11 年(1999 年)	3 月	31 日	一部改正
平成 12 年(2000 年)	3 月	31 日	一部改正
平成 14 年(2002 年)	3 月	31 日	一部改正
平成 17 年(2005 年)	3 月	31 日	一部改正
平成 19 年(2007 年)	3 月	31 日	一部改正
平成 24 年(2012 年)	3 月	31 日	一部改正
平成 28 年(2016 年)	2 月	26 日	一部改正(構成変更含む)
令和 2 年(2020 年)	7 月	28 日	一部改正
令和 6 年(2024 年)	4 月	1 日	一部改正
令和 7 年(2024 年)	4 月	1 日	一部改正